

令和2・3年度竹田市工事等競争入札参加資格審査申請要領

今年度は、大分県内建設業者及び県外建設業者の令和2・3年度工事競争入札参加資格審査申請の受付及び新規又は業種追加による建設コンサルタント等の令和2年度競争入札参加資格審査申請の受付を行います。

1. 審査基準日

建設業者については令和元年12月1日、建設コンサルタント等については令和2年2月1日とする。

2. 資格審査を申請できる者及び業種

■ 建設業者

次に掲げる要件を全て満たす者及び業種であること。

- (1) 建設業法の規定により令和元年12月1日現在において、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者及びその業種
- (2) 申請日現在において、審査基準日を平成30年10月1日から令和元年9月30日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は都道府県知事から受けている者及びその業種(現に申請中の者を含む。)
- (3) 令和2・3年度大分県工事競争入札参加資格審査を大分県知事に申請し、受け付けられた者及びその業種(現に申請中の者を含む。)

※ 経営事項審査を現に申請中の者は、結果通知後速やかに総合評定値通知書の写しを提出すること。

※ 委任先を設定する場合には、建設業許可申請書別紙2(1)・(2)、又は変更届出書に記載された当該委任先が契約を締結できる業種の範囲内に限る。

■ 建設コンサルタント等 下表によること。

(1)	測量業務	申請日現在において、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録を受けている者
(2)	建築関係コンサルタント業務	申請日現在において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による建築士事務所登録を受けている者 ※ただし、建築の専門部門のみを希望する場合は、建築士事務所登録を受けていなくても資格審査の申請をすることができるものとする。
(3)	土木関係コンサルタント業務	申請日現在において、営業を開始している者
(4)	地質調査業務	申請日現在において、営業を開始している者
(5)	補償関係コンサルタント業務	申請日現在において、営業を開始している者

*ただし、令和2年度競争入札参加資格審査を大分県知事に申請し、受け付けられた者及びその業種(現に申請中の者を含む)に限る。

3. 申請の提出(問合せ)先等

- (1) 場所: 〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

竹田市 契約検査室 (市役所1階)

Tel 0974-63-1111(内線 107・108) Fax 0974-63-1141

- (2) 期間: 大分県内の建設業者は、令和2年1月15日(水)から2月28日(金)まで(土日曜・祝日を除く。)ただし、郵送又は信書便の場合は、2月28日(金)消印のものまでとする。

大分県外の建設業者及び建設コンサルタント等は、令和2年2月3日(月)から2

月28日(金)まで(土・日曜・祝日を除く。)。ただし、郵送又は信書便の場合は、2月28日(金)消印のものまでとする。

(3) 時 間：午前8時30分から午後5時までの間(正午～午後1時の間を除く。)

(4) 方 法：持参及び郵送又は信書便によるものとする。

(5) その他：郵送又は信書便の場合は、封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書するとともに、受付票の送付用の返信用封筒(宛名明記・切手貼付)を同封のこと。
なお、切手貼付のない返信用封筒が同封されている場合は、受付票を送付しない。

4. 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を一部提出すること。提出にあたっては、紙ファイル、クリアファイル等で綴り込み、散逸しないよう配慮すること。ただし、ホッチキス止めは避けること。

なお、紙ファイル、クリアファイル等に会社名等の記載は不要のこと。

■ 建設業者の場合

(1) 競争入札参加資格審査申請書

(2) 建設業許可証明書の写し又は建設業許可通知書の写し

(3) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し(現在、経営事項審査を申請中の者は、審査に係る申請書類の写し(受付印のあるもの)を提出し、結果通知後速やかに通知書の写しを提出すること。)

(4) 委任状(本社委任のある場合)(任意様式)

(5) 市税納税(完納)証明書(市内業者又は市内に営業所がある場合：法人・代表者分全て)
※ただし、令和2月1月6日以降の証明日に限るものとする。

(6) 支店等報告書(竹田市内に支店等を有する者に限る。任意様式)

(7) 誓約書(暴力団等でない旨の誓約書)

■ 建設コンサルタント等の場合

(1) 競争入札参加資格審査申請書

(2) 経営規模等総括表(大分県様式の様式2に同じ)

(3) 測量等実績高(大分県様式の様式3に同じ)

(4) 有資格者数一覧表(大分県様式の様式4に同じ)

(5) 業務実績調書(指定様式以外でも可。現況報告書の写し等)

(6) 技術者経歴書(指定様式以外でも可。現況報告書の写し等)

(7) 委任状(本社委任のある場合)(任意様式)

(8) 市税納税(完納)証明書(市内業者又は市内に営業所がある場合のみ：法人・代表者分全て)※ただし、令和2年1月6日以降の証明日に限るものとする。

(9) 支店等報告書(竹田市内に支店等を有する者に限る。任意様式)

(10) 誓約書(暴力団等ではない旨の誓約書)

5. 資格の有効期間

大分県内建設業者及び県外建設業者は2年間(令和4年3月31日まで)、新規等追加による建設コンサルタント等は1年間(令和3年3月31日まで)とする。ただし、経営事項審査の有効期間(審査基準日から1年7か月)が経過した場合、入札に参加することができない。

6. 格付及び資格の認定

競争入札参加資格の格付及び認定は、大分県知事の格付けした等級及び認定した資格と同一とする。従って、改めて認定通知は行わないものとする。

(1) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付け又は認定を行わないことができるものとする。

① 競争入札参加資格申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。

② 審査のための実態調査に応じないとき。

- ③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
 - ① 建設業者にあつては、建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。
 - ② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
 - ③ その他競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。
 - ④ 大分県知事から資格の取消し又は等級の格下げをされたとき。

7. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の一に該当するときは、速やかに竹田市契約検査室に文書（郵送可）により変更等の届出をすること。

- (1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された者が次に該当した場合
 - ① 個人の代表者が死亡したとき。
 - ② 法人が合併により消滅したとき。
 - ③ 法人が破産により解散したとき。
 - ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。
 - ⑤ 建設業又は建設コンサルタント等の業務を廃業したとき。
- (2) 有資格業者が次の事項を変更したとき。
 - ① 本店及び委任先の所在地
 - ② 商号又は名称
 - ③ 法人である場合における代表者の氏名、個人である場合におけるその者の氏名
 - ④ 営業所の名称及び電話番号（FAX番号を含む。）
 - ⑤ 被委任者職氏名

(注)

※資格業種の追加及び変更については随時受付を行わないので、競争入札参加資格審査申請書の受付時期に、新規の申請により受付を行う。

※ 変更届等を受理した場合、受理後の変更届等書類のコピーは一切行わないので、受理印を必要とするときは、必ず副本を用意すること。郵送又は信書便で届出する場合も同様とするが、その場合は返信用の封筒（宛名明記・切手貼付）を同封すること。

※委任先の新設・廃止・変更については、変更届があった場合これを認める。この場合に認められる格付又は認定業種については、変更前に有している資格業種の範囲内かつ変更後の営業所等が営業を行うことができる業種の範囲内とする。

※建設業者にあつては、経営事項審査の有効期間（審査基準日から1年7か月）が経過した場合、入札に参加することができないので新たな総合評定値通知書の写しを提出すること。

8. 格付け結果等の公表

公正な行政運営を図るため、資格の格付結果及び認定結果(入札参加資格一覧表)の公表を行う。

9. 本資格審査申請と別に必要となる手続き等

竹田市農業集落排水処理施設に係る指定工事店の登録を希望する者は排水設備指定工事店の登録申請書を、また、竹田市が行う戸別合併処理浄化槽設置工事の競争入札に新たに参加を希望する者は大分県に提出した特例浄化槽工事業者届出書又は浄化槽工事業登録申請書の写しを、上下水道課生活排水係（0974-63-1111 内線185）へ別途提出しなければならない。

また、竹田市が令和2年度に発注する漏水調査業務の競争入札に新たに参加を希望する者は、竹田市上下水道課庶務係（0974-63-1111 内線184）に問い合わせの上、本申請とは別に申請書類等を提出しなければならない。